玉県知	記載例	· 渡人	、· 受人双7	5の	捨印を押	印願し	います		令		年 -	」 ●月	•	
上木人		188	(養受	人/伊受	人 氏	名 均	玉	二郎	認印可]	_ \(⊧	= 17	
いず	゛れかを○で囲ってくた	さい			1 次海		. Æ 4≅	к т.	<u></u> ⊢ д ₁₇					
				襄渡	八人實假	人氏	治	等玉 .	三郎		_	(
記によ・	って転用のため農地、(採草		土地登記第	-								す。		
当事	V in the state of		は、転居の す。)復出	かかかり かんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	る仕り	に宗寺を	添打?	の必要	もかめりま	` -		met.l.	
・ ヨ ザ f住所等	当事者の別 譲受人 借受人								No Alb E	┵	,	職 美 会社員		
	譲渡人》貸渡人	埼玉		飯能市大字岩沢●●番地5飯能市大字笠縫●●番地1						農業				
	联 (及八) 真 (及八	相下 二切									+-245 // 4.1			
	土 地 の 所 在		地番┣		登記	登記簿 現況			利用状況	状況 10a当たり 普通収穫高	化		開整区域、そ 区域の別	
	飯能市大字双柳字●●		100-1		畑		畑 🔪 3		善通畑		Ь	二郎	調整区出	
	以下余白		添付書類でもある土地課税名寄台									台帳		
											況是			
	計 300 m² (田				300 m²)				請はでき			_,		
. 転用	(1) 転用の目的	主宅用地	(2)権利を設定し、又は移転しようとまた、現況課税が「田」「畑」であ 							_				
	(3) 事業の操業期間又は施 設の利用期間	—————————————————————————————————————	あり次											
			第1期(着工	期(着工●年 ●月 (第2期(着			工●年●月 ●日 合				計	
	(4) 転用の時期及び目的に 係る事業又は施設の概要	工事計画	から●年●	月	●日まで)		から●⁴	∓ ●月	●日ま	で)			P1	
			名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面积 (㎡)	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (m²)	所要配 (m²	
		土地造成		/		300				19. 14		/	300	
		建築物	居宅	1棟	46. 55	46. 55	倉庫	1棟	19. 14	19. 14	2棟	65. 69	65.	
		小計		1棟	46. 55	46. 55	/	1棟	19. 14	19. 14	2棟	65. 69	65.	
		工作物 ————— 小計	 	1			+-	+						
		計		1棟	46. 55	300	+	1棟	19. 14	19. 14	2棟	65. 69	300	
権利を ・移転	権利の種類	į	権利の記	没定、	移転の別	権利	川の設定、	移転の	時期	権利の存績	売期間		その他	
おき対象	所有権	所有権 設定 移					転 許可あり次第 永久							
資金調達についての計画			別紙資金計画書のとおり。											
	ることによって生ずる付近	の土地、建				付近に	こ被害のお	それは	ありません	, v _o				
	等の被害防除施設の概要													

4.「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、奈園、奈園、牧早畑又はての他の別、抹早放牧地にあっては土な早石又は豕苗の煙頬を記載していたさい。

5.「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載してください。

- 6.「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 7.「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。

^{8.} 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条第1項の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。